

令和3年春の火災予防運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」(2020年度全国統一防火標語)

「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」(甲賀市・湖南市統一防火標語)

3 実施期間 令和3年3月1日(月)から3月7日(日)までの7日間

4 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の条例適合率の改善に向けた取組の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進

ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

エ 防災品の周知及び普及促進

オ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

カ 地域の実情に即した広報の推進

キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 延焼拡大の危険性が高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底

イ 火災予防広報の実施

ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行

エ 火気取扱いにおける注意の徹底

オ 工事等における火気管理の徹底

(3) 放火火災防止対策の推進

ア 放火火災に対する地域の対応力の向上

イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実

- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ ホテル、旅館等における防火安全対策の徹底
 - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - コ 飲食店における防火安全対策の徹底
 - サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
 - シ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
 - ス 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導
- (7) 林野火災予防対策の推進
- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
 - イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
 - ウ 火入れに際しての手續等の徹底
 - エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

5 実施事項

別紙1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報及び放火火災防止対策戦略プランの活用、また、別紙2「令和3年山火事予防運動実施要綱」に定める山火事予防運動及び別紙3「令和3年車両火災予防運動実施要綱」に定める車両火災予防運動との一体的な実施を含め、次の事項の実施により、効果的な火災予防思想の普及を図るものとする。

- (1) 広報
- ア 管内事業所及び自治会への防火チラシの配布
 - イ 消防車両による巡回防火広報の実施
 - ウ 管内大型店舗等の店内放送等による防火広報
 - エ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送等）による防火広報
 - オ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌への関連記事の掲載
 - カ 甲賀広域行政組合ホームページへの関連記事の掲載
 - キ 各報道機関への本火災予防運動関連事業に対する取材要請

(2) 消防訓練・防火指導

ア 近年の重大火災事案を踏まえた、各種防火対象物に応じた消防訓練実施の指導

イ 地域住民に対する防火・防災指導

ウ 消防団との合同防火パレード

(3) その他、本火災予防運動の重点目標及び推進項目に基づいた事業

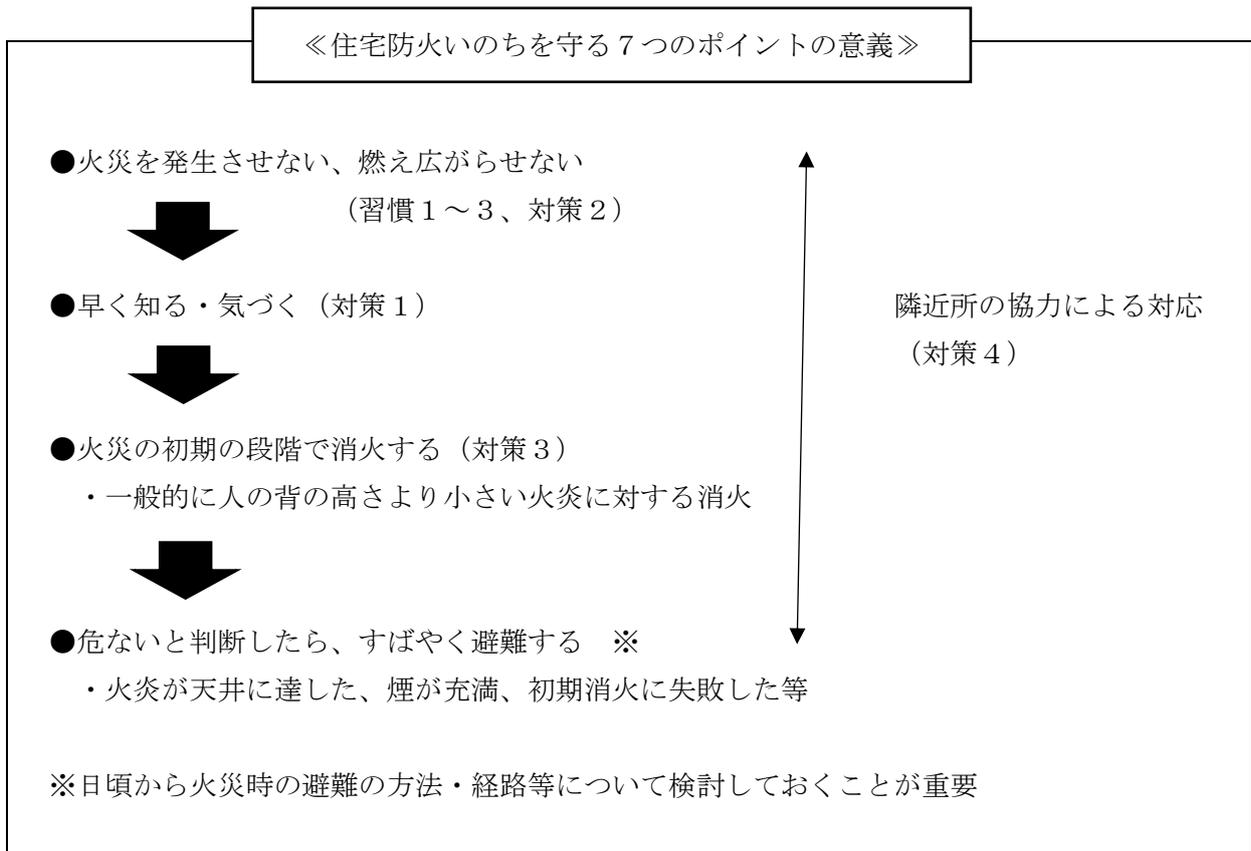
住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
— 3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



令和3年山火事予防運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 目的

この運動は、広く市民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 統一標語

「あなたです 森を火事から 守るのは」

3 実施期間

令和3年3月1日（月）から3月7日（日）までの7日間

4 重点実施事項

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。
 - ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
 - イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
 - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
 - エ 火入れを行う際は許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備を準備すること
 - オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
 - カ 火遊びはしないこと、また、させないこと
- (2) 山火事予防ポスターの掲示及び防火チラシの配布のほか、各種広報媒体（ケーブルテレビ文字放送、音声放送、ホームページ等）の活用により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。
- (3) 火災警報又は火災注意報発令時には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な巡回指導を行い、森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努める。
- (4) 森林又は森林に近接している土地における火災予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検・管理等を実施し、予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、農林業関係者等による山火事防止組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性防火クラブ等の民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。

1 目的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 実施期間

令和 3 年 3 月 1 日（月）から 3 月 7 日（日）までの 7 日間

3 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (3) 車両の通行の用に供するトンネル

4 推進項目

車両火災防止のため、関係者等が実践すべき事項として、次の項目に関し指導又は広報を行うものとする。

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ トンネルにおける防災体制の整備、充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - ウ 車両への消火器設置の普及促進
 - エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (6) 防火チラシの配布のほか、各種広報媒体（ケーブルテレビ文字放送、音声放送、ホームページ等）を活用した関係者等の防火意識の啓発